

特定外来生物被害防止基本方針
(変更案)

【目次】

第 1	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想	
1	背景	1
2	課題認識	2
3	被害防止の基本的な方針	2
第 2	特定外来生物の選定に関する基本的な事項	
1	選定の前提	4
2	被害の判定の考え方	4
3	選定の際の考慮事項	5
4	特定外来生物の選定に係る意見の聴取	5
第 3	特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項	
1	飼養等の許可の考え方	7
2	個体の処分	8
3	輸入の禁止	8
4	譲渡し等の禁止	8
5	放出等の許可の考え方	8
6	立入り等	10
第 4	国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項	
1	防除の公示に関する事項	10
2	防除の実施に関する事項	12
3	その他	15
第 5	輸入品等の検査等に係る基本的な事項	
1	特定外来生物等が付着し、又は混入しているおそれのある輸入品等の検査に係る事項	15
2	特定外来生物等が付着し、又は混入している輸入品等の消毒又は廃棄に係る事項	16
3	命令の手順及び基準の設定に係る意見の聴取	16
第 6	その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項	
1	未判定外来生物	17
2	種類名証明書の添付を要しない生物	19
3	科学的知見の充実	19
4	国民の理解の増進	20
5	その他	20

特定外来生物被害防止基本方針（変更案）

下線部：現行版からの変更箇所

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

1 背景

野生生物の分布は、地形や気候など様々な条件によって制限されている。こうした制約条件の下に進化の過程が進行し、種が分化し、地域に固有の生物相が形成されてきた。地域に固有な様々な生物が相互に作用し合うことにより成り立っている生態系は、外部からの生物の導入にもろい対して脆弱な面を有しており、いる。特に島国で独特の生物相や生態系が形成されている我が国においては、このような側面が典型的であることから、こうした特徴を踏まえて、我が国の生物多様性の保全を図る必要がある。

近代になって、人間活動の発展に伴い人と物資の移動が活発化し、国外又は国内の他地域から、生物が本来有する移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に導入される生物が増加している。

このような生物の中には、家畜、栽培植物、園芸植物、造園緑化植物、漁業対象種等様々な用途に利用され、長い時間をかけて生活や文化に浸透・共存してきたり、工業産業利用が行われてきた等、様々な積極的役割を果たしてきたものもある。一方、それまで存在しなかった生物がある地域に人為的に持ち込まれると、その生物に対する防御機能を有していない在来生物が捕食、駆逐されるなどにより、持ち込まれた地域の生物多様性が大きく変質してしまう場合がある。そのような例が、我が国を始め世界各地で報告されており、また、人への危険性を有するものや農林水産業に被害を及ぼすような事例も見られている。

ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）を越えて存在することとなる生物は一般的に外来生物と呼ばれ、このような生物による生態系、人の生命・身体又は農林水産業への被害の問題は、一般的に外来生物の問題として認識されている。国際的にも生物多様性条約第8条（h）において、侵略的な外来生物への対応の必要性が位置付けられ、同条約の第6回締約国会議で採択された「生態系、生息地、種を脅かす外来種の予防、導入、影響緩和のための指針原則」において、予防的な観点に立って、予防（侵入の防止）、早期発見・早期対応（定着の防止）、防除（影響緩和）、根絶・封じ込め・被害の低減を図ることが重要であるとされている。

~~これらの外来生物の問題のうち、海外から我が国に人為によって意図的・非意図的に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（以下、単に「外来生物」という。）による我が国の生態系、人の生命・身体又は農~~

1 林水産業（以下「生態系等」という。）に係る被害を防止することを目的として、平
2 成 17 年 6 月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する
3 法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「本法」という。）が制定されてでは、海外から
4 我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとな
5 る生物を「外来生物」と定義し、当該外来生物による我が国の生態系、人の生命・身
6 体又は農林水産業（以下「生態系等」という。）に係る被害を防止することを目的と
7 している。なお、この定義における「導入」は、人為による意図的・非意図的な移動
8 を意味している。

9
10 また、本法の施行から 5 年以上が経過したことから、平成 24 年 5 月から中央環境
11 審議会において、本法の施行状況等について検討が行われ、平成 24 年 12 月に同審議
12 会より環境大臣及び農林水産大臣に対し、今後講ずべき必要な措置について意見具申
13 がなされた。この意見具申を踏まえ、平成 25 年 6 月に「特定外来生物による生態系
14 等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、公布された。本
15 改正により、a) 当該外来生物が交雑することにより生じた生物を特定外来生物に指
16 定できること、b) 主務大臣の許可を受けて防除の推進に資する学術研究のための特
17 定外来生物の放出等ができること、c) 特定外来生物が付着又は混入しているおそれ
18 がある輸入品等の検査ができること及び特定外来生物が付着又は混入している輸入
19 品等の消毒又は廃棄の命令ができること等が新たに規定された（以下、この基本方針
20 において、「外来生物」は、海外から我が国に導入されることにより本来の生息地又
21 は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を
22 含む。）をいう。）。

24 2 課題認識

25 外来生物の中には、在来生物（我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物
26 をいう。以下同じ。）の捕食、採食や踏み付けによる自然植生への影響、在来生物と
27 の競合による在来生物の駆逐、土壌環境のかく乱、在来生物との交雑による遺伝的な
28 かく乱等の生態系への被害や、かみつみや毒等による人の生命や身体への被害、農林
29 水産物の食害等による農林水産業への被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものが
30 あり、このような外来生物への対策が必要となっている。

31 外来生物による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物が個体数を急激
32 に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性がある。このため、
33 そのような外来生物については我が国へ不必要に導入されることのないよう生物多
34 様性条約の考え方を踏まえて対応することが重要であり、飼養その他の取扱いに当た
35 っても、野外に遺棄や逸出等をする事のないよう適切な管理が行われることが重要
36 である。

37 また、このような外来生物による被害やそのおそれが新たに確認された場合には、
38 緊急に当該外来生物の防除の措置を採る講じる必要があるとあり、すでにまん延して

1 被害を及ぼしている外来生物については、計画的に防除を行うことが必要である。

3 被害防止の基本的な方針

4 生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物が問題を引き起こ
5 すのは、当該外来生物が意図的又は非意図的に野外へ遺棄や逸出等されることに起因
6 している。このため、第一義的には野外への遺棄や逸出等を予防することが重要であ
7 り、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物
8 として指定し、国内における適正な管理が確保された者以外にはその輸入や飼養、栽
9 培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）を認めないものとする。

10 また、特定外来生物に該当するか否かの知見がなく、被害を及ぼすおそれがあるも
11 のである疑いのある外来生物については、未判定外来生物として指定し、おそれが
12 あるか否かの判定を終了するまで輸入制限を実施する。

13 特定外来生物に指定されていない外来生物についても、その被害に関する知見や導
14 入・定着の状況の把握に努め、被害又はそのおそれが確認できた場合には、既存制度
15 での対応状況等を踏まえ、特定外来生物の選定について適切に検討する。

16 野外に遺棄や逸出等した特定外来生物については、分布が拡大する前に早期に防除
17 することが被害を防止する上で効果が高い。特定外来生物を早期に発見し、早期に対
18 処するため、監視等に努めることとする。

19 既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度と必要性に応
20 じて生態系からの完全排除、封じ込め等の防除を計画的かつ順応的に実施する。防除
21 の実施に際しては、地域の生態系に悪影響を及ぼすことのないよう配慮する。

22 外来生物の中には様々な用途で利用され、例えば国土保全等や食料の役割を果たし
23 てきた安定供給に貢献しているものもあり、特定外来生物としての規制を検討する際
24 に、その役割について考慮することが必要である。

25 特定外来生物による被害には、我が国への導入から被害発生までの間に様々な関係
26 者が関わっており、その対策を効果的に実施するためには、広く国民の理解と協力が
27 重要である。このため、外来生物の野外への遺棄や逸出等が生態系等への脅威となる
28 可能性があることの認識を深め、特定外来生物の適切な取扱いが図られることとなる
29 よう多様な関係者がそれぞれに具体的に何をなすべきかについての普及啓発を推進
30 する。

31 さらに、今後の外来生物対策の基盤を作る上で不可欠である外来生物の分布や生態
32 的特性等に係る基礎的な調査研究及び防除や監視等に係る技術開発を推進すること
33 が必要である。その際、外来生物に係る問題が国際的な野生生物の移動に起因してい
34 ることを踏まえ、外国の政府機関や専門家等との情報交換を行い、外来生物に係る科
35 学的な知見の収集に努める。

第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

1 外来生物による生態系等に係る被害を適正かつ効果的に防止するため、外来生物を
2 一様に規制の対象とするのではなく、特に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外
3 来生物を適切に特定外来生物に選定する必要がある。

4 特定外来生物の選定に当たっては、以下の各事項に照らして適当な外来生物につい
5 て、原則として種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以
6 下同じ。）を単位として行うものとし、必要に応じ、属、科等一定の生物分類群を単
7 位（上位分類群）を単位とする。また、外来生物のうち、交雑することにより生じた
8 生物を選定するには、交雑して当該生物を生じさせる外来生物の種の組み合わせ、
9 又は外来生物と在来生物の種の組み合わせを単位とし、必要に応じ、属、科等の生物
10 分類群を組み合わせるものとする。

11 1 選定の前提

12 ア 我が国において生物の種の同定の前提となる生物分類学が発展し、かつ、海外と
13 の物流が増加したのが明治時代以降であることを踏まえ、原則として、概ね明治元
14 年以降に我が国に導入されたと考えるのが妥当な生物を特定外来生物の選定の対
15 象とする。

16 イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも
17 種類の判別が可能な生物分類群を特定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、
18 ウィルス等の微生物は当分の間対象としない。

19 ウウ 外来生物のうち、交雑することにより生じた生物には、その由来となる生物と
20 の交雑による後代の生物も特定外来生物に含めるものとする。

21 エ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平
22 成 15 年法律第 97 号）や植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）など他法令上の措
23 置により、本法と同等程度の輸入、飼養その他の規制がなされていると認められる
24 外来生物については、特定外来生物の選定の対象としない。

26 2 被害の判定の考え方

27 (1) 被害の判定

28 特定外来生物については、以下のいずれかに該当する外来生物を選定する。

29 ア 生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、在来生
30 物の捕食、生息地若しくは生育地又は餌動植物等に係る在来生物との競合による
31 在来生物の駆逐、植生の破壊や変質等を介した生態系基盤の損壊、交雑による
32 遺伝的かく乱等により、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被
33 害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定する。

34 イ 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、
35 危険の回避や対処の方法についての経験に乏しいため危険性が大きくなることが
36 考えられる、人に重度の障害をもたらす危険がある毒を有する外来生物や、重傷を
37 負わせる可能性のある外来生物を選定する。

1 なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、人の生命又は身体に係る被害には、感染
2 症に係る被害は含まない。

3 ウ 農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、単に
4 我が国の農林水産物に対する食性があるというだけではなく、農林水産物の食害等
5 により、農林水産業に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選
6 定する。

7 なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、農林水産業に係る被害には、家畜の伝染
8 性疾病などに係る被害は含まない。

9 10 (2) 被害の判定に活用する知見の考え方

11 被害の判定に際しては、次の知見を活用し、特定外来生物の選定を進める。

12 ア 生態系等に係る被害又はそのおそれに関する国内の科学的知見を活用する。

13 なお、被害のおそれに関しては、現に被害が確認されていない場合であっても既
14 存の知見により被害を及ぼす可能性が高いことが推測される場合には、その知見を
15 活用するものとする。

16 イ 国外で現に生態系等に係る被害が確認されており、又は被害を及ぼすおそれがあ
17 るといふ科学的知見を活用する。ただし、国外の知見については、日本の気候、地
18 形等の自然環境の状況や社会状況に照らし、国内で被害を生じるおそれがあると認
19 められる場合に活用するものとする。

20 21 3 選定の際の考慮事項

22 特定外来生物の選定に当たっては、原則として生態系等に係る被害の防止を第一義
23 に、外来生物の生態的特性や被害に係る現在の科学的知見の現状、適正な執行体制の
24 確保、社会的に積極的な役割を果たしている外来生物に係る代替物の入手可能性など
25 特定外来生物の指定に伴う社会的・経済的影響も考慮し、随時選定していくものとし
26 る。

27 また、外来生物の生態的特性や被害に係る科学的知見を踏まえ、特に、予防的観点
28 から有効かつ適切な場合には、種の単位だけでなく、属、科等の単位で選定するよう
29 努めるものとする。

30 さらに、生態系等に係る被害を及ぼすことが懸念される外来生物が、我が国で初め
31 て確認された場合や侵入初期の場合に、海外からの更なる導入や野外への逸出、分布
32 拡大などによる被害を防止するために、飼養等の規制の導入や緊急的な防除が早急に
33 必要とされる際には、被害の判定に要する期間を極力短くするよう努めるものとする。

34 なお、選定の結果については、可能な限りその判断の理由を明らかにするものとし
35 る。

36 37 4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取

38 (1) 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

1 ア 生態学、農学、林学、水産学等生物の性質に関し専門性を有する学識経験者の意
2 見を聴くこととする。

3 イ 学識経験者の選定は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、維管束植
4 物等の生物の分類群に対応するよう留意する。

5 ウ 特定外来生物の選定に際しては、当該生物に最も深い知識を有する学識経験者に
6 意見を聴くことができるよう、最も関係の深い分野の学識経験をあらかじめ登録
7 しておくなど、必要に応じて意見を聴くことができる体制を構築する。

8 エ 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリングや委員会形式での学識経
9 験者間の意見交換など、外来生物の特性に柔軟に対応できる形式を検討する。

10 オ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見
11 を収集するとともに、当該生物を利用する者等関係者の意見を聴取することを検討
12 する。

13 カ 意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。

14

15 (2) パブリック・コメント手続

16 学識経験者の意見を聴いて作成した特定外来生物の選定案については、「規制の設
17 定又は改廃に関する意見提出手続」(平成11年3月閣議決定行政手続法(平成5年法
18 律第88号)に基づく意見提出手続(パブリック・コメント手続)を実施し、提出さ
19 れた意見及び情報を考慮した上で特定外来生物を指定する。

20

21 (3) WTO通報手続

22 特定外来生物の指定に当たっては、世界貿易機関(WTO)・衛生植物検疫措置の
23 適用に関する協定(SPS協定)に整合するよう、WTO加盟国への通報手続を行い、
24 特定外来生物の指定を的確に進める。

25

26

27 第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

28 特定外来生物による被害の多くは、一部の者が不適切な管理のもと飼育飼養等をし
29 た結果、遺棄や逸出等によって野外に放たれることに起因している。

30 このため、特定外来生物を飼養、栽培、保管又は運搬する行為や輸入、譲渡等は原
31 則禁止とし、適切な飼養等を行うことができると認められる目的、施設、方法等の要
32 件を満たしている者に限り主務大臣による許可をもってその国内での飼養等を認め
33 ることとする。また、特定外来生物の野外への放出、植栽又はは種(以下「放出等」
34 という。)についても原則禁止とし、防除技術の開発など、防除の推進に資する学術
35 研究の目的で主務大臣による許可を受けた場合には、放出等を認めることとする。あ
36 わせて、防除手法として不妊化した特定外来生物を大量に放出等することが効果的な
37 場合など、本法第3章の規定による防除に係る放出等をする場合にも、防除の公示に

1 示された事項に即して主務大臣等が行うとき及び地方公共団体又は民間団体が防除
2 の確認又は認定の手續を受けたときに限り、放出等を認めることとする。

4 1 飼養等の許可の考え方

5 (1) 特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合

6 特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合としては、本法に基づく
7 防除に伴う行為など許可を受けずとも特定外来生物の遺棄や逸出等の防止が図られ
8 ている場合や、災害時において緊急に対処すべき場合、違法飼養個体の押収など公的
9 機関がその職務を遂行するために必要な飼養等であって、許可手續を経る時間的余裕
10 がなく、かつ、その取扱いが適正と認められる場合等に限る。

11 (2) 飼養等の目的

12 学術研究のほか、展示や教育、許可規制を行うことで遺棄や逸出等に対して十分な
13 抑止力が働く生業の維持などの場合に限り、飼養等の許可の対象とする。

14 15 なお、これまで安易な飼養等により遺棄や逸出等がなされ、外来生物が野生化して
16 生態系等に被害を及ぼしている例がある愛がん愛玩目的の飼養等の目的については、
17 特定外来生物の指定の際、現に飼養等している個体を継続して飼養等する場合であっ
18 て、かつ繁殖を行わない場合に限り、許可の対象としないする。

19 (3) 特定飼養等施設の施設基準

20 21 特定外来生物の逸出等を防止するために必要な施設の基準を定める際には、原則と
22 して、次の考え方によるものとする。

23 ア 特定外来生物の逸出等を防ぐ構造及び強度とすること。

24 イ 人の生命・身体に危害を及ぼす外来生物については、第三者が容易に特定外来生
25 物に接触できない構造及び強度とすること。

26 (4) 許可条件

27 28 飼養等の許可に当たっては、特定外来生物の遺棄や逸出等を起こさない適正な取扱
29 いを確保するため、必要に応じ、許可の有効期間や、特定飼養等施設で取り扱うこと
30 のできる特定外来生物の数量の制限、譲渡し等に係る届出等について条件を付すもの
31 とする。

32 (5) 飼養等の方法

33 34 許可者に対し、次の方法に従った飼養等を義務付けるものとする。

35 ア 特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的
36 に行うこと。

37 イ 許可を受けていることを明らかにするため、マイクロチップ、タグ、脚環、標識、
38 写真等生物に応じて技術的に可能な方法での識別措置を講ずること。

1 ウ 許可された特定外来生物の飼養等について繁殖が認められる場合にあって、み
2 だりに繁殖させることにより特定外来生物の適正な飼養等に支障が生じないよう、
3 自己の管理する施設の収容力、当該生物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁
4 殖を行うこと。また、その繁殖を制限させるための措置又は施設への譲渡し等につ
5 いては、当該生物の生理、生態等を勘案し、適切に講ずること。

7 (6) その他

8 ~~特定外来生物が指定された時点以前から、愛がん目的等主務省令に規定されない目
9 的で飼養等をしていた場合については、その指定前より飼養等をされていた特定外来
10 生物の個体について、特定飼養等施設の施設基準に照らして適切であり、かつ繁殖を
11 行わない場合に限り、飼養等の許可の対象とする。~~

12 国は、愛玩等の目的で飼養等されていた特定外来生物の遺棄や逸出等を起こさない
13 ため、関係機関の連携の下、適正な飼養等が確保されるよう普及啓発等に努める。

15 2 個体の処分

16 特定外来生物をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、「動物の殺処分方
17 法に関する指針」(平成7年7月総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与え
18 ない適切な方法で行うものとする。

20 3 輸入の禁止

21 許可を受けていない者により特定外来生物を我が国へ導入させることがないよう
22 にするため、関係府省で連携しして輸入の禁止の徹底に努める。

24 4 譲渡し等の禁止

25 譲渡し等の禁止の例外として主務省令で定める場合は、許可者同士が許可の範囲内
26 で譲渡し等をする場合や、本法に基づく防除等により飼養等をする事となった特定
27 外来生物をその防除等の一環として適正に処理するため譲渡し等をする場合、災害時
28 において緊急に対処すべき場合、また、公的機関に対する譲渡しや引渡しに該当する
29 場合で飼養等の許可手続を経ることが事実上不可能なやむを得ない場合に限ること
30 とする。

32 5 放つこと、植えること又はまくこと放出等の禁止許可の考え方

33 特定外来生物による被害を防止する上で最も重要なことは、特定外来生物の遺棄や
34 逸出等を防ぐことであり、特定外来生物の放出等を原則禁止とする本法第9条の規定
35 の実効性の確保には最大限配慮する必要がある。特定外来生物を取り扱っている者が
36 その管理を放棄し、野外に放つへの放出等をする行為等は、生態系等に係る被害を及
37 ぼす危険が高くなるため、例外なく禁止とする原則禁止とするが、防除技術の開発の
38 ための生態、行動形態等の解明等、防除の推進に資する学術研究の目的で放出等をす

1 る場合には、例外として主務大臣の許可を受けることができることとする。ただし、
2 この場合であっても、当該放出等により、生態系等に係る被害を拡大させることがな
3 いよう、一定の要件を満たす必要がある。

4 なお、既に野外に存在することで飼養等又は譲渡し等に係らない特定外来生物を捕
5 獲又は採取した直後に放つその場で放出等のする行為は本法第 9 条の対象とはなら
6 ないが、捕獲又は採取後の特定外来生物の飼養等や、譲渡し等及びそれらに係る放出
7 等については、引き続き本法の規制が適用されることに留意する。

8 9 (1) 許可の目的

10 防除の推進に資する学術研究の目的で行う場合に限る。

11 12 (2) 許可の基準

13 放出等により生態系等に係る被害を拡大させることがないよう、許可に際して必要
14 な基準を定める際には、原則として次の考え方によるものとする。

15 ア 当該放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがない
16 こと。

17 イ 当該放出等を行う土地や水面の所有者等の同意を得ていること。

18 ウ 当該放出等の目的である学術研究の計画が適正なものであり、防除の推進に資す
19 る成果が見込まれるものであること。

20 エ 当該放出等に伴い、飼養等を行う場合には、当該特定外来生物に係る本法第 5 条
21 第 1 項に基づく飼養等許可を受けている又は許可を受ける見込みがあること。

22 23 (3) 許可条件

24 放出等の許可に当たっては、生態系等に係る被害を防止するため、必要に応じ、許
25 可の有効期間、放出等することができる特定外来生物の数量の制限、放出等の報告の
26 届出等について条件を付すものとする。なお、許可の有効期間及び放出等することが
27 できる特定外来生物の数量については、被害を防止する観点から必要最小限とするこ
28 ととする。

29 30 (4) その他

31 許可者に対し、次の事項を遵守させるものとする。

32 ア 放出等をするときは許可証を携帯し、求められた場合にはいつでも提示できるよ
33 うにすること。

34 イ 放出等に伴い、当該特定外来生物の飼養等を行う場合には、別途本法第 5 条第 1
35 項に基づく飼養等許可を受け、かつ定められた方法により飼養等を行うこと。

36 ウ 当該放出等を行う土地の周辺であり、当該放出等により、当該特定外来生物が移
37 動し、又は分散すると想定される範囲の土地の所有者等に周知し、理解を得るよう
38 配慮すること。

1 エ 放出等を行う特定外来生物が鳥獣であって、放出等を行う個体を確保するために
2 鳥獣を捕獲する場合は、本法第3章に規定する防除として行うか、又は鳥獣保護法
3 に基づく捕獲許可を受けること。

5 6 飼養等許可者に対する立入り等

6 (1) 許可者に対する立入り、指導等

7 本法の規制の実効性を確保するため、関係機関と連携して立入りの徹底などにより
8 飼養その他の取扱いの状況に関する情報収集に努める努め、指導監督の強化を図るも
9 のとする。また、放出等許可についても、不適切な方法で特定外来生物を放出等した
10 場合は、生態系等に係る被害を及ぼす危険性が高いことから、報告徴収や立入りなど
11 により状況把握に努め、指導を徹底するものとする。

12 また、不適切な飼養等や放出等がみられ、生態系等に係る被害の防止のために必要
13 な場合には、措置命令や許可の取り消しを行う。

15 (2) 許可なく法律の規定に違反した者に対する立入り等

16 許可なく、飼養等、譲渡し等、又は放出等をした者を確認した場合には、立入り等
17 により状況を把握するとともに、不適切な管理による生態系等に係る被害が発生しな
18 いよう、必要に応じて、飼養等の中止、放出等をした当該特定外来生物の回収等を命
19 ずることとする。

22 第4 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

23 特定外来生物については、指定時に既に野外等に存在する場合や、指定後、野
24 外へ遺棄や逸出等をされることにより、生態系等に被害を及ぼすおそれが生じる場合
25 も考えられることから、必要に応じ、特定外来生物の防除（捕獲、採取又は殺処分、
26 被害防止措置の実施等）を行うこととする。

27 その際、既に野外等に存在する場合には、計画的な防除の取組が必要であるとともに
28 に、新たに遺棄や逸出等したものについては緊急の取組が必要であることに留意する。

29 防除が必要な場合には、都道府県からの意見を聴いて地域の状況を踏まえつつ、か
30 つ、関係者と連携を図りながら、国が防除の公示を行い、その上で科学的知見に基づ
31 き適切に防除を実施する。

32 なお、防除の実施に当たっては、防除に係る費用及び人員を有効に活用するため、
33 費用対効果や実現可能性の観点からの優先順位を考慮し、効率的かつ効果的に防除を
34 推進する。

36 1 防除の公示に関する事項

37 (1) 防除の主体と公示の方法

38 国は、制度上その保全を図ることとされている地域など、全国的な観点から防除を

1 進める優先度の高い地域から、防除を進める。

2 地域の生態系等に生ずる被害を防止する観点から地域の事情に精通している地方
3 公共団体や民間団体等が行う防除も重要であり、これらの者により防除の公示内容に
4 沿って防除が積極的に進められることが期待される。

5 実際には、国、地方公共団体、民間団体等が防除を行う地域が相互に関わり合っ
6 ている場合が多く、このような場合には、各主体の役割に応じて応じ、連携して適切な
7 防除がなされることにより、全体として効果的な防除が推進されるものである。

8 防除の公示は、防除の対象となる特定外来生物ごとに関係都道府県の意見を聴いて
9 行うものとし、防除の公示は国民に広く知らせることができるよう、官報に掲載して
10 行うほか、掲示板への掲示やインターネット等の手段も活用して迅速に行うものとし
11 てる。

12

13 (2) 防除を行う区域及び期間

14 防除区域は、現に特定外来生物による被害が確認されている地域又は特定外来生物
15 による被害が今後生じるおそれがある地域を設定する。ただし、全国的に広くまん延
16 している場合など、必ずしも区域が特定できない場合には全国や広範な地域を対象に
17 防除の区域を定めることとする。

18 防除期間としては、当該区域において被害の発生を防止するために必要な期間を定
19 めるものとする。

20 なお、被害を受けている地域が広がるおそれが生じたり、防除が長期間にわたる可
21 能性が高い場合には、適宜防除の効果を評価し、必要に応じ区域の変更や期間の延長
22 等を行うものとする。

23

24 (3) 防除の内容

25 防除の公示では、次の内容を定めるものとする。

26 ア 防除の目標

27 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性と、予想される被害の状況を勘案し、
28 区域からの完全排除、影響の封じ込め、影響の低減等の目標を設定する。

29 イ 防除の方法

30 防除の目標に照らし、捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置等の方法を明らかにする
31 とともに、捕獲等した個体の取扱いの方法についても明らかにする。

32 なお、放出等による防除の方法を定める場合は、以下の事項を満たす方法とする。

33 放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであること。

34 放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがない
35 こと。

36 放出等された個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等によ
37 る防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が、高いことが明らかである
38 こと。

1 ウ その他の主務省令で定める事項

2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保
3 護法」という。）の対象となる特定外来生物の防除を行う場合には、在来鳥獣生物の
4 錯誤捕獲を避けることとするなど、適正な防除を進めるに当たり必要な事項を主務省
5 令に定めるものとする。

6
7 2 防除の実施に関する事項

8 特定外来生物の防除の実施に際しては、被害の状況に応じて最適な防除の方法を採
9 用することが重要である。人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見
10 された場合や希少な野生生物が多く生息・生育する地域に捕食性や繁殖力が強い特定
11 外来生物が発見された場合などには、緊急的に防除を実施することが必要である。一
12 方、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合
13 には、優先的に防除を進めるべき地域や手法を考慮し計画的に防除を進めることが必
14 要である。

15
16 (1) 緊急的な防除の実施

17 人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合や希少な野生
18 生物が多く生息・生育する地域に捕食性の高い特定外来生物が発見された場合など
19 には、緊急的に防除を実施することが必要である。このため、国は関係行政機関や関係
20 地方公共団体と連絡調整の上、速やかに防除の公示を行い、連携を図りつつ防除を実
21 施する。

22 緊急的な防除を必要とする原因となった行為をした者が存在するときは、防除に要
23 した費用について、当該原因者に求償することを原則とする。

24
25 (2) 計画的な防除の実施

26 特定外来生物が、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすお
27 それがある場合には、国、地方公共団体、民間団体及び土地の所有者・管理者等の関
28 係者が連携して計画的に防除を進めることが必要であり、その際には、防除の目標、
29 区域、期間、方法、実施体制等を防除の主体ごと、地域ごとに具体的に定めた防除実
30 施計画を策定し、防除開始後もモニタリングを行い、その結果を防除実施計画の見直
31 しに反映するなど柔軟な防除の実施に努めることが必要である。

32 また、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目
33 標を設定し、防除を円滑に行うため、可能な限り次の手順で防除実施計画を作成し実
34 行するものとする。

35 ア 協議及び検討の場の設置

36 科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら防除を実施す
37 るため、学識経験者、関係行政機関、自然保護団体、地域住民のほか、必要に応じて
38 農林水産業団体や狩猟者団体等から成る協議のための場を設け、防除実施計画の作成、

1 実施方法についての検討、防除活動の評価等を行えるようにする。この場合、必要に
2 応じて生物学等の専門的な観点から防除実施計画の実施可能性及び実施状況を分析・
3 評価するための検討の場を、別途設ける。

4 イ 関係行政機関等との連携

5 特定外来生物が、森林、農地、河川、海岸等様々な生態系に分布する場合や、行政
6 界を越えて分布する場合があることを踏まえ、国の関係行政機関や関係地方公共団体
7 と十分調整し、必要に応じて連携を図るものとする。その際、特に、森林、河川、海
8 岸等で関連する計画が既に策定されている場合は、当該計画との整合性を図る必要が
9 ある。

10 ウ 土地所有者等との調整

11 防除を行う地域の土地や水面の所有者等に対しては、必要に応じ防除の内容を説明
12 し、可能な限り理解を得るものとする。なお、防除を行う地域の土地や水面の所有者
13 等が知れない、又は所在地が不分明なことにより、防除を行えない地域があることで、
14 当該地域が特定外来生物の供給源となるなど、防除の推進に支障がある場合は、法第
15 13条第4項に基づき手続を行うこととする。

16 エ モニタリングの実施

17 特定外来生物の存在状況や特定外来生物による被害の状況等についてモニタリン
18 グを行い、防除実施計画の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に反
19 映させるものとする。

20 オ 実施体制の整備

21 防除を適切かつ効果的に進めるため、地域の関係者が一体となった防除の実施体制
22 を整備するとともに、必要に応じて地域の大学、研究機関及び専門家との連携に努め
23 る。

24 また、防除を実施していく上で、地域住民の理解や協力が不可欠であることから、
25 特定外来生物の被害に関する情報や被害予防についての方策などの普及啓発を促進
26 するものとする。

27

28 (3) 防除の実施に当たっての留意事項

29 ア 防除の実施に当たっては、設置した猟具捕獲器具等を適切に管理できる体制の確
30 保など錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、また、事前に関
31 係地域住民等への周知を図るとともに、本法に基づく防除を実施していることを証
32 する書類の携帯をするものとする。

33 イ 防除に使用する捕獲猟具捕獲器具等(銃器を除く。)には、猟具捕獲器具ごとに、
34 実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとし
35 る。ただし、猟具捕獲器具等の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場
36 合にあっては、猟具捕獲器具等を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置
37 する方法によることもできるものとする。

38 ウ 捕獲個体等は防除実施主体の責任のもと、適切に処分することとし、個人的な持

1 ち帰りや、野外への放置のないようにするものとする。

2 工 捕獲個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、できる限り苦痛を与
3 えぬ適切な方法で行うものとする。

4 才 既に国土保全等において大きな役割を果たしている特定外来生物については、当
5 該特定外来生物の果たしている役割を考慮し、防除の実施に際して関係者と十分調
6 整を図るものとする。

7 力 防除の対象とする特定外来生物が鳥獣の場合には、次の事項に留意するものとし
8 る。

9 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間、区域は避けるよ
10 う配慮すること。

11 狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、登録狩猟又は狩猟期間の延
12 長と誤認されることのないよう適切に実施すること。

13 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるた
14 め、中・小型鳥類に限って使用すること大型獣類については使用しないこと。ただ
15 し、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りで
16 はない。

17 わなを設置する際に防除の対象生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合は、他
18 の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせること
19 のないよう適切に行うこと。

20 キ その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

21

22 (4) 防除の確認・認定

23 ア 防除を行う主体は、原則として、下記の要件を満たす者とする。

24 緊急的に対応する防除を除き、原則として防除の公示に沿う防除実施計画を策定
25 し、当該防除実施計画を実行する財政的、人力的能力を有していること。

26 被害の発生地域の地理及び特定外来生物の存在の状況を把握している者が含ま
27 れていること。

28 特定外来生物が鳥獣の場合には、原則として使用する猟具に応じた鳥獣保護法の
29 狩猟免許を有する者が行うこと。

30 なお、従事者が適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有している団体によ
31 る防除については、免許非所持者を含めることができる。

32 従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備する
33 ことができること。

34 イ 防除の実施の際には、確認又は認定を受けていることを証明する書類を携帯する
35 とともに、原則として、捕獲等を行う区域における安全の確保や静穏の保持を行う
36 とともに、地域の生態系へ支障がないよう配慮するものとする。

37 ウ 防除の対象とする特定外来生物が鳥獣の場合には、原則として、下記の要件を満
38 たすものとする。

1 鳥獣保護法第12条第1項又は第2項で禁止されている方法は使用しないこと。
2 鳥獣保護法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内
3 において使用を禁止された猟法は使用しないこと。

4 鳥獣保護法第35条第1項で銃猟特定猟具使用禁止区域として指定されている区
5 域においては、銃器同区域内において使用を禁止された猟具による防除は行わない
6 こと。

7 鳥獣保護法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わな
8 いこと。

9 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第38条において禁止されている行為
10 を行わないこと。

11 エエ 防除の認定を受けた防除において、その防除を目的とする特定外来生物の放出
12 等が、公示された事項に即して行われておらず、生態系等に係る被害の拡大のおそ
13 れがある場合は、その防除を行う者に対し、放出等をした当該特定外来生物の回収
14 その他の必要な措置を執るべきことを命ずることとする。

15 オ その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

17 3 その他

18 特定外来生物による被害を効果的に防止するという観点から、上記1及び2による
19 本法に基づく防除のみならず、国以外の者が独自に行う防除の取組についても重要で
20 ある。また、国は、国以外の者が行う取組を促進するため、効果的な防除手法の紹介
21 地方公共団体等と連携して、特定外来生物の分布情報（侵入初期の地域や分布の拡大
22 状況に関する情報を含む。）や効果的な防除手法等に係る情報を収集し、それらの情
23 報の共有、防除技術の開発、防除体制の整備等に努めるものとする。

26 第5第5 輸入品等の検査等に係る基本的な事項

27 飼養等許可を受けている者がその許可に係る特定外来生物を輸入する場合を除き、
28 特定外来生物の輸入は禁止されているが、輸入品又はその容器包装（以下「輸入品等」
29 という。）等に特定外来生物又は未判定外来生物（以下「特定外来生物等」という。）
30 が非意図的に混入し、又は付着していることがある。特定外来生物等の非意図的な導
31 入を防ぐために、輸入通関時に輸入品等の検査等を行うとともに、特定外来生物等の
32 付着又は混入が確認された場合には、確実に導入を防ぐために、消毒又は廃棄を命ず
33 るものとする。

34 なお、輸入品等の通関に当たっては即時の対応が求められることが多く、また、特
35 定外来生物等の逸出を防止する観点からも、検査等及び消毒・廃棄命令の手續につい
36 ては速やかに行うように努めるものとする。

38 1 特定外来生物等が付着し、又は混入しているおそれのある輸入品等の検査に係る

1 事項

2 植物防疫所や税関等の輸入通関時の検査において特定外来生物等と疑われる生物
3 の付着又は混入が確認された場合、輸入品等の管理者等から特定外来生物等の付着又
4 は混入の情報があつた場合、過去の付着又は混入の実績等を考慮して特定外来生物等
5 が頻繁に付着又は混入しているなど非意図的導入の危険性が非常に高い輸入品等で
6 ある場合等の特定外来生物等が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等があ
7 ると認める場合は、特定外来生物被害防止取締官が、当該輸入品等の所在する土地、
8 倉庫、船舶又は航空機に立入り、当該輸入品等の検査、関係者への質問、必要な最小
9 量に限り輸入品等の集取を行う。

10 なお、特定外来生物等が付着し、又は混入している危険性が非常に高い経路や品目
11 等、特定外来生物等の導入経路に係る情報の収集に努める。

12
13 2 特定外来生物等が付着し、又は混入している輸入品等の消毒又は廃棄に係る事項

14 (1) 消毒又は廃棄の基本的な考え方

15 検査の結果、特定外来生物等の付着又は混入が確認された輸入品等について、基本
16 的に当該輸入品等の管理者等が輸入を希望する場合には消毒を命令し、十分に取り除
17 かれた上で通関させることとする。薬剤への耐性を持つ特定外来生物等、十分に取り
18 除くことができる消毒方法が存在しない等の理由により消毒を行うことが有効でない
19 場合には、滅却等の廃棄を命ずる。

20 なお、物理的な捕獲等の任意の方法によって十分に取り除くことが可能であり、取
21 り除かれたことの確認も容易な特定外来生物等の場合や、植物防疫法等の他法令に基
22 づく処分により特定外来生物が十分に取り除かれる場合又は自主的に廃棄される場
23 合等には、本法に基づく消毒又は廃棄の命令は行わない。

24
25 (2) 命令の手續及び基準

26 消毒又は廃棄の命令の手續及び基準を定める際には、原則として次の考え方による
27 ものとする。

28 ア 可能な限り速やかに行うことができ、確実な取り除きができる方法とすること。

29 イ 消毒の基準については、特定外来生物等の種類や付着・混入が確認された輸入品
30 等の品目ごとに有効な手法を検討し、取り除きが十分に行えるものとする。

31 ウ 消毒の基準については、食品衛生法や農薬取締法等の関連法令の基準等を勘案す
32 ること。

33
34 3 命令の手續及び基準の設定に係る意見の聴取

35 (1) 生物の性質に関する専門の学識経験者その他の学識経験者からの意見聴取

36 ア 生態学、生物学等の生物に関する専門のほか、農薬学、検疫等に関し専門性を有
37 する学識経験者の意見を聴くこととする。

38 イ 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリングや委員会形式での学識経

1 験者間の意見交換など、対象とする特定外来生物等や消毒の手法に柔軟に対応でき
2 る形式を検討する。

3 ウ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見
4 を収集するとともに、輸入業者等の関係者の意見を聴取することを検討する。

5 エ 意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。

6 7 (2) パブリック・コメント手続

8 学識経験者の意見を聴いて作成した命令の手続及び基準については、行政手続法に
9 基づく意見提出手続(パブリック・コメント手続)を実施し、提出された意見及び情
10 報を考慮した上で定める。

11 12 13 第6 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

14 15 1 未判定外来生物

16 (1) 選定に係る考え方

17 未判定外来生物については、特定外来生物のように被害事例の報告や被害を及ぼす
18 おそれの指摘はなされていないものの、ある特定外来生物と似た生態的特性を有して
19 おり、その特定外来生物と生態系等に係る同様の被害を及ぼすおそれがあるものであ
20 る疑いのある外来生物について、原則として当該特定外来生物が属する属の範囲内で、
21 種を単位とし、必要に応じて属、科等一定の生物分類群を単位として選定する。また、
22 特定外来生物が交雑することにより生じた生物が海外に存在するとの情報が得られ
23 た場合には、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがないとする科学的知見があるもの
24 を除き、原則として、未判定外来生物に選定する。

25 26 (2) 選定の前提

27 ア 原則として、我が国に導入された記録の無い生物又は過去に導入されたが野外で
28 定着しておらず、いる、又は現在は我が国に輸入されていないいる外来生物を未
29 判定外来生物の選定の対象とするしない。

30 イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも
31 種の同定が可能な生物分類群を未判定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、
32 ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。

33 ウ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律や
34 植物防疫法など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入、飼養その他の規制
35 がなされていると認められる外来生物については、未判定外来生物の選定の対象と
36 しない。

37 エ 生態系等に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物が我が国に導入されること
38 を未然に防止するという予防的観点から積極的に選定するように努めることとす

る。

~~(2) 選定対象となる外来生物~~

~~未判定外来生物については、特定外来生物のように被害事例の報告や被害を及ぼすおそれの指摘はなされていないものの、ある特定外来生物と似た生態的特性を有しており、その特定外来生物と生態系等に係る同様の被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物について、原則として当該特定外来生物が属する属の範囲内で、種を単位とし、必要に応じて属、科等一定の生物分類群を単位として選定する。~~

(3) 選定に係る意見の聴取

ア 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

特定外来生物の指定に関して、生物の性質に関する専門の学識経験者から意見を聴く際には、併せて未判定外来生物の指定に関する意見を聴くものとする。

イ パブリック・コメント手続

未判定外来生物の指定に際しても、特定外来生物の選定に係る場合に準じて、パブリック・コメント手続を実施し、提出された意見及び情報を考慮して未判定外来生物の選定を行うものとする。

ウ WTO通報手続

未判定外来生物の指定に当たっては、WTO・衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に整合するよう、WTO加盟国への通報手続を行い、未判定外来生物の指定を的確に進めるものとする。

(4) 判定に係る届出事項の内容

未判定外来生物を輸入しようとする者又は未判定外来生物を本邦に輸出しようとする者に対しては、当該未判定外来生物の正式学名、原産入手国(入手地や輸出国等)、生態的特性等に関する情報を主務大臣に届け出させるものとする。

当該未判定外来生物が生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かの判定は主務大臣が行うものであり、当該おそれがあるか否かについて輸入しようとする者等に情報提供の義務は課さないが、自主的な情報の提供は受けることとする。

(5) 判定の手続

届出があった場合は、第2の2から4までの考え方に沿って、予防的な観点を踏まえつつ、最新の科学的知見を用いて適正に判定することとする。その際、被害の判定に支障がない範囲で判定要する期間を極力短くするよう努めるものとする。

(6) その他

届出の行われない未判定外来生物についても、国は科学的知見を充実させ、被害を及ぼすかどうかの判定を順次行うよう努めるものとする。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

2 種類名証明書の添付を要しない生物

(1) 選定に係る考え方

特定外来生物又は未判定外来生物に該当しないことを外見から容易に判別することができる生物は、種類名証明書の添付を要しない。そのような生物としては、外来生物であるか在来生物であるかを問わず、原則として特定外来生物が属する属以外の生物を選定し、また、必要に応じ特定外来生物が属する属の中の生物からも選定する。この選定に当たっては、税関等での水際規制の実効性を高めるために、関税定率法(明治 43 年法律第 54 号) に基づく関税率表等の区分の採用が合理的である場合は、当該区分の活用を図る。

特定外来生物、未判定外来生物及び証明書添付不要生物の選定は、同時に、かつ、相互調整しつつ行うこととする。

さらに、学識経験者の協力を得て、関係府省が連携し、外来生物の種類名同定のためのデータベースの構築、識別マニュアルの整備等を行うことにより、税関等における審査の円滑化を図るよう努める。

(2) 証明書の発行

種類名証明書の発行について、外国の政府機関の協力を得るよう努めるとともに、他の法令又は各種条約に基づき発行される既存の証明書類や、政府機関と同等の知見と公平さを有する組織が発行する証明書類を本法で認める証明書として活用し、輸入者の負担が過度に増加しないよう配慮するものとする。

また、外国において証明書を発行できない場合には、主務大臣の指定する国内の機関が種類名証明書を発行する体制を整備するよう努める。

3 科学的知見の充実

外来生物の対応施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物の特性及び導入により影響を受ける生態系に関する科学的知見の充実が重要である。このため、関係府省、地方公共団体、学識経験者、民間団体等と連携し、外来生物の存在、生息・生育状況分布情報等を収集して幅広く提供するとともに、生態的特性に関する調査の実施や、外来生物による被害を評価する技術や防除手法の技術の開発など施策推進に必要な各分野の調査研究を推進する。また、地方公共団体や民間団体等が各地域で知見の集積や調査研究を進めることも重要であり、国はそのような取組を促進するよう努めるものとする。

調査研究に際しては、国内においてだけでなく、外来生物問題が国際的な野生生物の移動に起因することを踏まえ、外国政府機関、海外の専門家及び民間団体との情報交換を進め、科学的知見のより一層の充実に努めていくものとする。

外来生物対策には、早期発見、早期対応が重要であることから、平素から監視に努めるとともに、被害の発生を初期の段階で発見し、迅速に対応できるよう情報収集の

1 ための監視体制を専門家を含む地域の協力を得て構築していくことが重要である。

3 4 国民の理解の増進

4 外来生物対策を円滑に進めるためには、国民各層の理解と協力が不可欠である。こ
5 のため、あらゆる機会を活用して、特に、地域固有の生態系を保全する重要性とともに
6 に、新たな外来生物による生態系等に係る被害の未然の防止や生態系等に係る被害を
7 及ぼしている外来生物の防除等の対策の必要性について、国民に対し普及啓発を図る
8 ものとし。また、外来生物を取り扱う事業者等の各関係者に対しては、法律の仕組み
9 や具体的に取り組むべき措置を明らかにしていくなどにより、より効果的な普及啓発を進
10 める。

11 またさらに、学校教育、社会教育その他の多様な場で行われる環境教育において、
12 外来生物対策に係る基本的な理解を高めるための学習機会の提供などを行うとともに
13 に、博物館、動物園、水族館、植物園等の各種教育・研究機関との連携を推進し、国
14 民の理解の増進に努めるものとする。

15 16 5 その他

17 (1) 外来生物対策の総合的な推進

18 我が国における外来生物の生息・生育状況や被害の状況に関する情報や知見を定期
19 的に集約するとともに、対策が求められる外来生物を明らかにし、特定外来生物の選
20 定等についての検討を適切に行うこととする。また、外来生物対策の基本的な考え方
21 を整理し、各主体における外来生物対策に係る行動の指針や国における具体的な施策
22 等の計画を示すこと等により、我が国における外来生物対策の総合的な推進に努める
23 ものとする。

24 ~~(1)~~ (2) 非意図的に導入される特定外来生物への対応の考え方

25
26 輸入通関時の輸入品等の検査等で発見される場合を除き、特定外来生物が人体や物
27 資に付着あるいは物資に混入するなどして持ち込まれる特定外来生物のうち、輸入、
28 飼養等その他の取扱いの意思なくなされなく導入される可能性があり、これらにつ
29 いては、本法の直接的な規制の対象とはならない。しかし、このような場合でも、よ
30 る生態系等への被害が生じるおそれがあれば防除等の対応が必要な場合がある。こ
31 のため、主要な空港や港湾周辺において、新たに野外に定着した特定外来生物を把握
32 するための定期的なモニタリングを推進する。あわせて、特定外来生物の付着又は混
33 入が確認された輸入品等の生産地、輸出国、品目等の傾向や、付着又は混入の危険性
34 が非常に高い輸入品等の生産及び流通等の状況、海外における特定外来生物の分布状
35 況を調査することにより、特定外来生物の非意図的な導入についても、主務大臣は関
36 係者と調整をして導入の経路や存在定着状況の把握に努め努める。また、被害が生じ、
37 又は生じるおそれがある場合は、必要に応じ、関係者の協力を得て、非意図的な導入
38

1 | を軽減又は防止する措置等を実施するほか、防除等の措置を採る講じる。

2 | なお、バラスト水に含まれる生物の移動に関しては、バラスト水管理条約に基づく
3 | 規制が本法とは別に検討されており、本法で対象とするものではないが、海域におい
4 | て特定外来生物の存在が確認された場合には、本基本方針の考え方に基づき、必要に
5 | 応じて防除等の措置を検討することとする。

6 |
7 | ~~(2)~~ (3) 動物の取扱いに係る考え方

8 | 特定外来生物に指定された動物について、輸入、飼養等その他の取扱いや防除を行
9 | う際には、それが命あるものであることにかんがみ、動物の愛護及び管理に関する法
10 | 律（昭和 48 年法律第 105 号）の考え方に沿った適切な方法により個体の取扱いを行
11 | うよう留意する。

12 |
13 | ~~(3)~~ (4) 経過措置の考え方

14 | 特定外来生物が指定された際、既に当該特定外来生物を飼養等している者について、
15 | 当該飼養等を継続するための諸手続に関し、必要に応じ経過措置を設けるものとする。